

# 会社財産の株主分配の課税関係に関する基本的考察

## — 配当課税を中心に —

鈴木昌治

### 目次

はじめに

第1節 問題の所在

第2節 論点設定および考察方法

第1章 資本について

第1節 資本・剰余金概念の相違点について— 名目性と実在性—

第2節 法人税法における資本の部の取扱いについて

第2章 所得・配当について

第1節 経済学における所得概念

第1項 企業の所得概念

第2項 株主の所得概念=配当概念— 企業所得の株主への移転—

第2節 商法における配当概念— 『利益ノ配当』の意義—

第3節 租税法における所得概念— 包括的所得概念—

第3章 租税法における会社財産の株主分配の法的性格と課税関係

第1節 租税法における会社財産の株主分配の法的性格

第2節 会社財産の株主分配の法的性格と課税関係

第1項 配当等(株式償還等以外)の課税関係

第2項 株式償還等の課税関係

第3節 『その他資本剰余金の処分による「配当」』の法的性格および課税関係

むすびにかえて

別表 株主に対する会社財産の分配

はじめに

第1節 問題の所在

1. 『その他資本剰余金の処分による「配当」』

— 平成13年6月の商法改正—

平成5年以降、資本等取引の分野を中心として、商法および租税法における重要な改正が相次いだ(本稿では、「会社法」(平成17年6月29日法律第

平成17年9月26日受理

86号)が制定されるまでの商法改正を対象としている)。平成13年6月商法改正では資本剰余金性を有する『その他資本剰余金』が配当可能限度額に組入れられ、同改正に対して会計学者からは払込資本と留保利益の区別が配当規制に十分に反映されなくなり従来の資本会計を根底から揺るがしている<sup>(1)</sup>と批判がなされている。

『配当』として会社財産が株主に分配されたときの処理方法が租税法(法人税基本通達3-1-

7の5)と証券取引法会計(企業会計基準適用指針第3号)<sup>(2)</sup>とで相違している。

本稿は、平成13年6月商法改正を端緒に、具体的には『その他資本剰余金の処分による「配当」』の法的性格とその課税関係会社財産の株主への分配の課税関係—配当課税を中心に—を考察することをねらいとする。

法人税基本通達3-1-7の5の会計処理方法について

同通達は、その他資本剰余金を原資として行われた配当が租税法上も配当であることを認め、その上で《受取配当等の益金不算入》(法人税法第23条)の規定の適用を認めている。国税庁における基本通達立案担当者による解説では「…現行法人税法においては、受取配当金の益金不算入の規定上、利益の配当の原資が資本準備金であるか、当期の利益や利益準備金であるかによって取扱いを区分しておらず、また、資本準備金の取崩しによる配当があった場合に有価証券の一単位当たりの帳簿価額の調整を行うといった規定も設けられていない。すなわち、資本準備金を原資とした配当であっても、商法上利益の配当の手續に基づき支払われるものは、税務上は利益の配当として取り扱われ、当然受取配当等の益金不算入制度の適用対象となる。」として、配当はその原資に関係なく常に同じ課税上の扱いを受けるとしている(奥田芳彦編著『三訂版 法人税基本通達逐条解説』税務研究会出版局、2004年、339-340頁参照)。

企業会計基準適用指針第3号の会計処理方法について

本指針では、株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合(配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き)証券取引法会計として配当受領金額を投資の払戻しとして有価証券の帳簿価額から減額することとされている。本指針の会計処理方法を支持する立場からは法人税基本通達3-1-7の5に関して「税法の規定の解釈論としては、この取扱いは、やむを得ないものと解されるが、将来の方向としては、商法において資本準備金取崩しが認められたことに伴って、資本積立金

額の取崩しについても改正すべきものと考えている」という考えが示されている(武田昌輔・「商法改正に対する税制の基本的対応」税務弘報vol.52 No.1(2004.1)10頁参照)。

## 2.『確定決算主義』

わが国には、課税所得算定のための特別の帳簿は存在せず、法人税法上の課税所得の算定は企業利益により誘導される(確定決算主義、法人税法74条1項)。以下に示す確定決算主義の捉え方の差異が所得の把握方法に対して重要な影響を与えている。

租税法と会計の関係に関して、「税法は企業会計に依存しており、税法自体で所得を算定することはできない。この企業利益を税法独自の考え方で修正することになる。…第一に税法の独自性をできるだけ主張しないことが挙げられる。(以下、略)」(武田昌輔「税法は会計に対する独自性を主張すべきか」巻頭言 税務弘報vol.53 No.1(2005.1)2頁以下参照)として所得の把握方法に関して税法がその実現手段である会計に依拠しているという考え方が存在する。

このような確定決算主義の実際的な利点に重点を置く考え方に対して、「課税所得の算定に関して、租税法が会計学的手法を導入する場合に、租税法の側で会計技術に過度に依存する結果、その本来の目的である包括的所得(企業の場合には純資産の増加額)の算定を忘却してしまったところに、そもそもの欠陥がある。」(中里実『金融取引と課税—金融革命下の租税法—』有斐閣、初版、1998年、91-94頁参照)という考え方が存在する。中里教授は、企業が採用した会計処理方法・基準であっても当該会計基準が課税所得を算定する構造を有してはじめて企業利益から課税所得が誘導されるべきであり、「…とるべき方向は、確定決算主義を放棄ないし緩和し、課税所得計算においては時価主義的方向を現在よりも強め、国際基準にあわせていくことなのではなからうか…」と指摘している(中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』有斐閣、初版、1999年、64-66頁参照)。

そこで本稿では、会計基準はその内容が課税所得の算定技術として適正であることが検証されて

はじめて租税法上『所得』の算定技術として利用可能であると考え。そして特定の会計処理方法が租税法上の課税所得の算定技術として利用可能であるか否かは実質的な意味での確定決算主義＝包括的所得概念の観点から検証すべきものであると考える。

## 第2節 論点設定および考察方法

### 1. 本稿における論点設定

『その他資本剰余金の処分による「配当」』の法的性格とその処理方法に関して法人税法基本通達3-1-7の5は税法の立場から配当として利益積立金からの減算であること（法人税法2条18号ヌ）を示している。これに対して、企業会計基準適用指針第3号第3項は証券取引法会計の立場から出資の払戻しであることを示している。

利益剰余金が存在せずその他資本剰余金の処分による「配当」は①商法上の法的性格を租税法上も引き継いで配当所得として課税する②経済学上の出資の払戻しは租税法上も出資の払戻しであって課税されない、という論点を提供する。

岡村教授は、利益の配当と出資の払戻しの区別に関して、一般的な租税政策論として、ある投資対象から収益を受け取った場合、それは、まず出資の回収を構成すると見るべきか、それとも、先に利益と見て課税の対象とすべきかが問題となると指摘される。そして日本の法人税法は分配が、商法上どのような手続によって支払われたかにより、課税を決定していると指摘される。岡村教授は、法人から株主に株主としての地位に基づいて金銭や金銭以外の資産が交付されることを分配と呼び、分配には利益の配当と株主から出資された出資の払戻しの2種類があるとされる（岡村忠生『法人税法講義』（初版、成文堂、2004年）323-324頁参照）。

### 2. 本稿における考察方法

上記論点に対して、本稿は、以下の点に留意して資本、所得・利益、配当の順序で考察を進める。

#### ①『所得』概念の基礎的考察・経済学的考察をおこなうこと

租税法の通説的な理解によれば、「所得」という概念は、固有概念の一つであるが、それは経済上の利得を意味するから、ある利得が所得で

あるかどうかは、その利得の原因をなす行為や事実の法的評価をはなれて、実現した経済的成果に即して判定すべきである<sup>(3)</sup>とされ、本稿は、経済的実体を考慮した『所得』概念の基礎的考察をおこなう。

#### ②配当所得と併せてキャピタル・ゲインの検討をおこなうこと

本稿は、利益の配当もしくは出資の払戻しに関して株式会社一株主間の『配当』（含む、みなし配当）を主たるテーマとして扱うが『みなし譲渡』によるキャピタル・ゲインも同時に検討をおこなう<sup>(4)</sup>。

#### ③商法規定を斟酌すること

租税法の解釈に際して企業に関する基本法としての商法の要請を斟酌するものである（商法32条2項）。

#### ④『会社財産の株主への分配』以外の資本(等)取引は考察の対象外であること

以下の資本等取引は本稿の主題と直接関係がないものとして考察を省略する。

##### <会社財産の社外流出を伴わない取引>

- ・配当可能利益の資本組入れ（商法293条ノ2、法人税法2条17号カ）
- ・準備金の資本組入れ（商法293条ノ3、法人税法2条17号カ）
- ・株式消却を伴う無償減資（商法213条・375条、法人税法2条17号ヌ）
- ・株式消却を伴わない無償減資（商法375条、法人税法2条17号ヌ）

##### <会社一株主間取引ではない取引>

- ・会社保有の自己株式の処分（商法211条、法人税法2条17号ロ）
- ・会社保有の自己株式の消却（商法212条、法人税法2条17号ナ）

(1) 武田名誉教授・渡辺助教授は、商法・税法・会計基準の一連の改正により資本の部の取扱い・損益取引と資本(等)取引との区別に関して『商法と税法の乖離』が生じているとする(武田昌輔「税法における資本等の金額の特異性」特集 資本を巡る商法・会計・租税法の問題 1 税研107号(2003.1)40頁以下、「商法改正に対する税制の基本的対応」税務弘報vol.52 No.1(2004.1)6頁以下、渡辺徹也「税法と商法の乖離—資本の部の取扱いを中心に—」租税研究第656号(2004.6)67頁以下参照)。

今回の一連の商法改正に関する会計側の代表的な意見

については、野口晃弘「商法改正と資本会計の再構築」会計第162巻第5号(2002.11)20頁参照。

- (2) 企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」企業会計基準委員会2002年2月21日。
- (3) 金子宏『租税法』(第9版増補版)(弘文堂、2004年)122頁参照。但し、本稿における税法基礎概念の考察における経済学的視点には会計学的な発想は含めていない。中里教授は所得の年度帰属に関して会計学の弊害を指摘、中里・『キャッシュフロー・リスク・課税』50-51頁参照。
- (4) 「株価は一般的には、長期的にみて留保利潤の存在を反映して上昇する。それ故に株主は法人が留保利潤を有する場合には株式の売却により株式譲渡益(Capital Gains)を得る可能性がある。キャピタル・ゲインは「基本的には企業利潤の転形」と考えられる。その点において、「株主は、法人の内部に留保された利益の分配を、現実には受けとることなく、しかも、間接的に自己の手に享受することができる」のである。…真に公平課税を図らんとすれば、配当「二重」課税—留保利潤課税とともに、キャピタル・ゲインに対する適正な課税方式が検討されなければならない」(島山武道「アメリカに於ける法人税の発達—(一)法人—株主>課税を中心に」)((二)北大学論集24巻2号(1973.9)7-8頁、同論文の当該箇所における引用文献を参照)。

## 第1章 資本について

本章では、商法・租税法・会計学における資本および剰余金概念の相違点、平成13年度税制改正・平成13年6月商法改正が租税法上の資本の部の取扱いに与えた影響を概観する。

### 第1節 資本・剰余金概念の相違点について —名目性と実在性—

#### 1. 商法

商法の通説的理解によれば、資本、法定準備金および剰余金は現実の会社財産ではなく会社財産を企業内に拘束するための一定の観念的数額であり(資本・剰余金の名目性)、したがって商法上は『配当の原資』という表現は一般的にはなじまず、配当可能限度額(商法290条1項)が観念でできるだけである。そこでは「配当可能な金額」が商法290条1項にしたがって計算される。

#### 2. 会計学(『企業会計原則』)

会計学の資本および剰余金の基本的な捉え方は「会計学上の剰余金は会社財産そのものであって

貨幣的評価額を基礎とする」ものであって、資本剰余金・利益剰余金は資本取引と損益取引という発生源泉に対応付けられた実在的な存在である(資本・剰余金の実在性)である(参照 企業会計原則、一般原則三、同注解〔注2〕(1)、貸借対照表原則四の(三)、同注解〔注19〕)。

しかしこのような会計学の通説的な理解に対して、斉藤静樹教授は、つぎのような批判をされる。すなはち、①資本取引と損益取引における区別は利益(フロー)の計算局面において有効である②配当は剰余金+当期所得を原資とする会社財産の社外流出であって、配当の原資(ストック)に関して剰余金の発生源泉(フロー)による区別に関する議論は持ち出すべきではない、と指摘される<sup>(1)</sup>。

#### 3. 小括

企業会計基準適用指針第3号では、株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、商法上の配当に対する一般的な会計処理を採用せず、配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額することを規定している。これは上述の会計学の通説的な理解に拠っていることを示している。例外的に、配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における期末配当は受取配当金に計上できるものと規定しているが、配当落ちにより当該有価証券の時価が下落していることを前提としており基本的な考え方は有価証券の帳簿価額から減額と同様である。

法人税基本通達3-1-7の5では、商法第289条第2項の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法人税法第23条の規定の適用があることに留意すると規定して明確に商法計算規定に拠っていることを示している。商法と会計学における資本観の相違により、その他資本剰余金の処分による「配当」に関して法人税基本通達3-1-7の5と企業会計基準適用指針第3号とで対照的な処理方法が示されたと判断する。

### 第2節 法人税法における資本の部の取扱いについて

#### 1. 資本積立金・利益積立金制度の見直し

—平成13年度税制改正—

平成2年の商法改正（法律第64号）により『株式配当』の規定（旧商法293条ノ2）は利益の資本組入れ（商法293条ノ2）と株式分割（商法218条）の2つに分解され、株式配当は商法上の配当とは看做されなくなった<sup>(2)</sup>。しかし平成13年度税制改正まで租税法が株式配当時における利益積立金の資本組入れを『2項みなし配当』（旧所得税法25条2項2号、旧法人税法24条2項2号）として課税し続けた結果、商法と租税法の乖離が生じていた。そこで法人税法は、利益積立金の資本組入れに関する『2項みなし配当』を非課税とし、配当としてその収入すべき時期まで課税を繰り延べることに決したのである。課税繰延の準備として、①利益準備金等の資本組入れによって増額された商法上の資本金額と同額を資本積立金額から減少させる（資本+資本積立金の合計金額は変化せず）、②商法上の利益準備金等を減少させても法人税法上の利益積立金は減少させない、こととして利益準備金等の資本組入れの前後において資本金・資本積立金額<キャピタル・ゲイン課税対象金額>と利益積立金額<配当課税対象金額>とのバランスを維持することとした。改正前は資本積立金額と利益積立金額はプラスの数値をとる概念であったが、改正後は残高以上の減少<マイナスの残高>が発生する考え方が採用されている。

資本積立金・利益積立金制度の見直しは、租税法の独自の観点から株主に対する配当課税・キャピタル・ゲイン課税のベースを確保する必要上、法人税法上の資本積立金額と利益積立金額の増加・減少事由を明確に法定したものである（租税特別措置法37条の10 4項、所得税基本通達24-3、租税特別措置法関係通達37の10-24~28）。

## 2. 資本金・法定準備金の取崩し

### —平成13年6月商法改正を受けた租税法の改正—

平成13年6月商法改正は a. 金庫株（自己株式）の取得の全面解禁 b. 法定準備金減少手続（商法289条2項）の創設 c. 減資差益および減準備金の配当可能限度額への組入れを企図したものであった。この商法改正に対応した租税法の改正はつぎのとおりであった。

#### ①みなし配当の発生原因への自己株式の取得の

#### 追加（平成13年10月施行）

所得税法25条1項5号、法人税法24条1項5号、法人税法2条18号カ

#### ②資本積立金額の増加要因への自己株式譲渡損益の追加（平成14年度改正）

法人税法2条17号ロ

#### ③法定準備金減少手続の創設への未対応

商法上減資差益、減準備金は資本準備金ではなく『その他資本剰余金』とされるが、法人税法上は減準備金の発生に関する対応はおこなわれていないので減資差益は資本積立金額とされる（法人税法2条17号ヌ）。

#### ④『有償減準備金』<sup>(7)</sup>（商法289条2項1号）への未対応

資本準備金の減少にあわせて会社財産の分配をおこなうことに直接対応した租税法の規定・通達がない。したがって有償減準備金として株主に会社財産を分配する場合の課税関係は租税法上明確にされていないので、本稿では、『その他資本剰余金』だけが配当可能限度額を構成要素として配当をおこなう場合と比較・検討し、『配当』、『株主への会社財産の分配』の租税法上の法的性格・課税関係を考察するものである。

## 3. 小括

平成13年度税制改正による資本積立金・利益積立金制度の見直しは、みなし配当を『1項みなし配当』だけに限定して株主が会社財産をその収入すべき時期まで配当課税を繰り延べることの準備として企図されたものであった。そして平成13年6月の商法改正によっても法人税法上の資本の部に関する基本的な捉え方は変更されなかったと考える。

(1) 資本と利益を区分する意義について「一つは、元手に当たる株主の投資と、その成果との区分で」資本取引と損益取引を区別する意味がある、「もう一つは、株主持分のストックを、獲得した成果が分配されずに累積している留保利益と、その利益を生み出した株主の払込資本とに分けるという意味です。…払込資本と留保利益は、どちらも株主持分のストックです。利益を分配しなければ留保利益ですけれども、それをいったん分配した上で拠出させれば払込資本になります。利益が払込資本から生み出されても、それが留保されれば後の利益を生み出すわけです。つまり、両者を区分したところで、言って

みれば、同じたんすの中で引き出しを分けるぐらいの意味しかありません。】〔斉藤発言〕《座談会》斉藤静樹＝神田秀樹ほか「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」等について」企業会計Vol.54 No.6 (2002.6) 64-65頁参照。資本と利益の区別の考え方を資本の部の区別に持ち込むことはそもそも会計の本来的な考え方には存在しないことについて、〔斉藤発言〕・《座談会》「新連載・改正会社法セミナー」【第4回】ジュリ1251号(2003.9)53頁参照。

- (2) 『株式配当』のみなし配当課税に関して、金子宏「商法改正と税制」『所得課税の基礎理論上巻 所得概念の研究』(有斐閣、初版、1995)230頁以下(初出、商事法務No.1223、1990年)、竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否」〔上〕〔下〕商事法務No.1258(1991.8)43頁以下、No.1259(1991.8)30頁以下参照。
- (3) 『2項みなし配当』の廃止の場合の資本積立金額の取扱いについて、利益準備金の資本組入れがあった場合に資本積立金額を減算する、法人税基本通達1-5-3を参照。
- (4) 企業再編において、資本の部の取扱いに関して、利益積立金額には定義規定中に引継ぎの規定(法人税法2条18号ニ・ホ)があるにもかかわらず、資本積立金額には引継ぎの規定がない。企業再編取引において資産、負債と引き継ぐべき利益積立金額(課税済みの利益)が決まると資本等の金額は自動的に決まり、商法上の金額をそのまま採用する資本金額との差額で資本積立金額が確定される。
- (5) 利益積立金額の増加・減少事由(法人税法2条18号)を明確にしておく理由は、法人税課税済みの利益を将来外部に配当等として流出した場合の配当課税に備えることにあるとされる。
- (6) 金庫株式の取得の商法改正との関連において、平成13年10月施行に係る改正で、資本積立金額・利益積立金額の減少要因の『株式の消却』(法人税法2条17号ネ・18号ワ)の株式の消却に「取得した株式について行うものを除く」という留保条件を付加した。
- (7) 有償減準備金とは資本準備金の取崩を決議した株主総会において、法的手続が完了した後に株主へ分配することをいう。神田秀樹＝武井一浩『新しい株式制度』(有斐閣、初版、2002年)54-58頁参照。

## 第2章 所得・配当について

当期利益が存在しない場合においても配当可能限度額一前期繰越利益・目的積立金の取崩額等一が計算上存在する場合の『会社財産の分配』に関しては、従来その会計処理・課税関係について配当および配当課税として処理されている。しかし当期において獲得された利益以外の当期末処分利

益は経済学上は、期末において維持拘束すべき資本である。そのような財産分配は経済学的には資本の払戻しと評価される。

資本・法定準備金以外にはその他資本剰余金だけしか存在しない場合、会計学上は利益性剰余金が存在せず配当の原資は存在しないが、平成13年6月以降商法上は配当可能限度額が存在することになった。

本章では、経済学的にみて資本として維持拘束すべき範囲からの分配を念頭において、商法における配当の法的性格と会計処理の検討、租税法における配当所得の検討をおこなう。具体的には、当期利益が存在しない当期末処分利益の処分による分配とその他資本剰余金の処分による分配とを比較考察する。

### 第1節 経済学における所得概念<sup>(1)</sup>

本節では、経済の拡大再生産にとっての基本原則である名目資本維持の観点から『所得』を経済実体的に考察する。法人税法の所得算定手続きは、企業会計上の利益から導出された商法の当期利益に会計処理と法人税法の規定による差異分を加減算(担税力の反映)して所得を算出していることから法人税に関する多くの論考は企業利益を基礎に据えている。しかし本稿では、租税法の基礎的考察において企業利益ではなく所得を基礎に論考を進める。そこで前章の資本に関する基礎的考察を踏まえて経済学上の視点から所得概念を検討する。

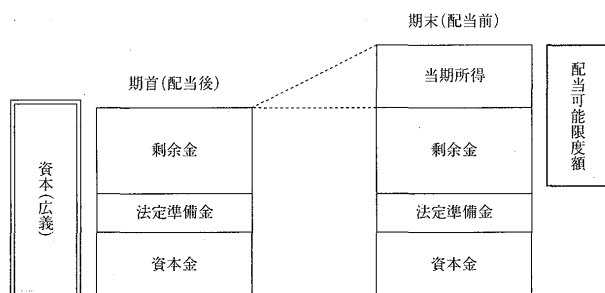
#### 第1項 企業の所得概念

企業における所得とは、企業が自己の経済的価値の最大化を基準として投資活動をするという仮定のもとでその実物投資の成果を事後的にとらえようとする概念(期末における純資産の増加額)である。その年度の企業所得の計算において期首時点の企業価値(留保利益を含む)は経済学上の所得計算上期末時点の資本から控除される。したがって経済学上、当期の所得をすべて配当として社外流出させたとしても期首時点の企業価値は維持される。

しかし商法上の配当可能限度額が当期の所得金額を超過する場合に、当期の所得金額の範囲内に配当金額を抑えれば経済学上の資本は維持される

が、当期の所得金額を超過して配当するとしたら経済学上は資本の払戻しをおこなっていることになる。

当期首において存在している経済学上の資本に対して商法は『資本(金)』、『法定準備金』、『剰余金』のラベルを貼付しており、商法上の配当である剰余金の分配は経済学上の資本の払戻しに該当する<sup>(2)</sup>。



## 第2項 株主の所得概念＝配当概念 —企業所得の株主への移転—

商法上、企業は株主から独立した法的存在であり(商法54条1項)、企業が合法的に獲得し企業に帰属する所得に対して法人税が課税されている(法人税法4条1項)。そして法人税課税済みの法人所得の一部が株主に配当として分配されることによって、株主は企業所得を取得し、当該配当額に対して配当所得課税がおこなわれる(所得税法24条1項)。株主の所得とは、株式の保有から期待される将来キャッシュ・インフロー(配当+キャピタル・ゲイン)の現在価値を最大化しようとする株主の投資行動を前提にして、その成果を事後的にとらえようとする概念で、すなわち株主の期末における純資産の増加額を意味する。

配当とは、経済理論上、企業において発生した当期所得(株主段階で未実現のキャピタル・ゲインの発生)に法人税が課税された後でその一部分が株主に移転(企業から株主への流出)されることを意味する。そこでは①企業の法人税引き後当期利益の計上に合わせて株主の持分証券の価値が増額する②(上場株式の場合には配当の権利が確定したとき—配当落ちとして—)配当が実施されたときには株主の持分証券の価値が減額される③株主にとって配当は未実現のキャピタル・ゲインがインカム・ゲインとして実現しているだけである。したがって配当それ自体には所得性は認めら

れないことを意味する(同旨、大日方・『企業会計の資本と利益』・65頁参照)。

大日方助教は、配当所得の経済学的性格に関してつぎのように指摘される。「現金配当への課税そのものが「所得なき課税」なのである。それにもかかわらず、税法上、現金配当が所得とされるのは、税法に固有の「配当所得」という概念が定義されているからである。そもそも、これが税法の虚構である。…所得の概念は、あくまでも理論的な分析の道具であり、…実際には、多くの国において、企業の支払う現金配当額が「配当所得」と定義されている。」(大日方・前掲・193-194頁参照)。

福家教授は配当の所得性がないことに関してイギリスでの配当課税の沿革に触れられながらつぎのように述べられる。「法人利潤の一部を成す利益配当は、ほんらい資本の付加物(accretion)とみなされて「所得」として課税されないことになっていた。しかし、このような経緯にあって、会社＝法人利益の配当や利子の支払が、社会・経済現象としても所得の属性(反復的・継続的利得)を備えはじめていた。そのような利益配当は経済的機能において所得と変わりがなく、すでにいわゆる金利生活者国家に変貌していたイギリスでは、社会的にも無視できないほどに、大量に存在していた。…給与所得課税の徹底を意図した(個人)所得税法制度の論理によって、同時に、資本の付加物の性格をもつ法人利潤をいずれは株主に帰属するであろう「所得」として、当初から限定つきであれ課税対象にせざるをえなかったのである」(福家俊郎「所得の法的概念の歴史的位相」、『現代租税法の原理—転換期におけるその歴史的位相』(日本評論社、第1版、1995年2月)第一部第一章11-12頁)。

以上より、配当には経済実体的な意義においての所得性が存在せず、したがって配当に対する課税は『所得なき課税』であって、配当に対する課税の根拠は会社財産の株主への移転が外観上所得の属性(反復的・継続的利得)を備えたことにある。したがって配当課税の経済合理性を追求するならば、株主が配当を受け取ったときに保有株式の資本価値が減少した理由により現金配当額と同額の評価損を計上するなどしてその資本価値の下落分

を株主の課税所得計算に反映させる必要があると考える（同旨、大日方・前掲・194頁参照）。

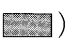
## 第2節 商法における配当概念

### —『利益ノ配当』の意義—

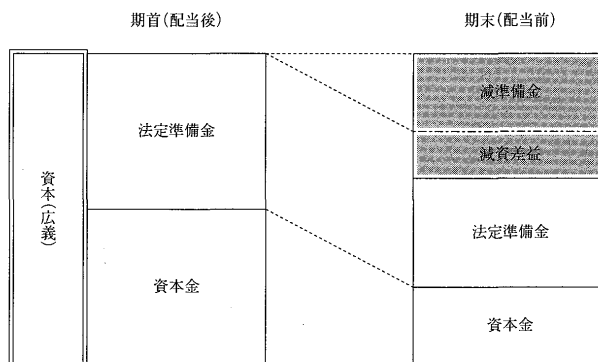
一般的に、租税法は商法から『配当』概念を借用した結果決壊経済学上の配当概念(当期所得もしくは資本(広義)からの分配)を受け入れているとされる。商法は『利益ノ配当』に関してこれまで直接的にはその意義を定義せず、配当可能限度額の計算方法を規定しているだけである。<sup>(4)</sup>

平成13年6月の商法改正により、減資差益(旧商法288条1項5号)が資本準備金として積立不要とされ、減準備金差益(商法289条3項)を配当可能限度額に含めることとされ、配当財源との関係で商法の『利益ノ配当』(290条1項本文)の意義が問われている。会計学から「配当財源の性格に関してその他資本剰余金を配当可能限度額の算定基礎に含めることは本来許されない、その他資本剰余金は剰余金であっても維持拘束すべきものでその払戻しが利益配当手続きによっておこなわれることは利害関係者の判断を誤らせる可能性がある」という批判がなされている。

それに対して大日方助教授は、商法の配当可能限度額の範囲内で『資本(広義)』の分配が行われても商法上は株主と債権者との利害調整が図られるとされるため、企業会計における配当原資の拠出性と利益性の区別は本質的な区別に当たらないということ述べている(大日方・前掲・79頁参照)。

平成13年6月の商法改正の前後を問わず、企業は株主に対して資本(広義)を配当可能限度額の範囲内で株主に分配してきた。したがって商法上の配当の意味は何ら変わらず、同改正は会計学者が主張するようなインパクトを商法会計へ与えていないと判断する。<sup>(6)</sup>本稿は、『その他資本剰余金の処分による分配』(参照：次図)も『留保利益の処分による配当』も商法上の手続にしたがって『資本(広義)』を払戻すという点で共通性を有し、よって商法会計上の処理は同じであるべきであると判断する。したがって本稿は、企業会計基準適用指針第3号第3項の「配当財源の法的性格に応じて配当の会計処理を選択すべきであ

る」という考え方は採用しないものである。<sup>(7)</sup>



## 第3節 租税法における所得概念

### —包括的所得概念—

所得税の課税標準は個人の総所得金額であり(所得税法22条1項)、法人税の課税標準は法人の各事業年度の所得の金額である(法人税法21条)。これまでに所得の範囲をどのように構成するかについては『制限的所得概念』と『包括的所得概念』の二つの考え方が存在したが、今日では、包括的所得概念が一般的な支持を受けているとされる。<sup>(8)</sup>

包括的所得概念に基づく定義式によれば、所得は消費と純資産増加の代数和と定義される(企業の場合には、消費がないから、所得=純資産増加である)。

包括的所得概念論を前提とする課税理論においては、純資産増加とは、本来的に時価主義を前提にして計算されるべきものである。すなわち、消費の額は、基本的に市場価格により評価されるが、純資産増加の額は、毎期末の資産評価額(時価)の変動により把握される必要がある。しかし一般的に個人株主に『持分法』により毎期末に投資価値の増加分を把握することを要請することは現実的ではない。

資産の時価評価は現実的には困難であるために一種の簡便法として実現主義により把握されるのである。したがって個人株主の所得の把握に関して実現主義を適用するならば、未実現のキャピタル・ゲイン(当期所得)がインカム・ゲイン(株主配当)として実現した場合に所得を認めることが現実的である。包括的所得概念論を前提とする課税理論では問題とされなかったが実現主義を適用するに際しては企業所得に対する法人税課税と株主段階での配当課税との二重課税を巡って納税者論に関する法人擬制説と法人実在説の対立は避



けられないと考える。

本稿では、包括的所得概念論を前提にして企業が当期所得を計上した時点で個人株主に所得(純資産の増加)が発生し、法人税の課税、配当の支払のときに株主の所得は減少(純資産の減少)すると考える。したがって『配当』名目で会社財産が株主に分配されるときは会社から株主へ財産の移転が生じただけであってトータルな株主の純資産価値は変化していないと考える。

- (1) 大日方隆『企業会計の資本と利益』(森山書店、初版、1994年6月)1頁参照。本稿における『資本』、『所得』、『利益』に関する経済実体的考察は、大日方助教の著作に拠るところが多い。
- (2) 同旨、[斉藤発言]・《座談会》「新連載・改正会社法セミナー」【第4回】ジュリ1251号(2003.9)53頁参照。
- (3) このような経済事実を持分証券に反映記録する手法として、わが国でもアメリカと同じように法人株主の個別財務諸表において『持分法』を採用すべきであると考え。アメリカにおける持分法が基本的に個別財務諸表の段階における投資勘定の評価方法として位置付けられているのに対して、日本の持分法は連結財務諸表作成上の会計手続として取り扱われている(連結財務諸表原則注解17、APB Opinion No.18, March 1971, paragraph 5)。
- (4) 平成13年の商法改正立法担当官の配当に関する考え方を示すものとして「商法は、…『利益』という文言に厳密な意味を与えておらず、また、『利益の配当』との文言は、決算期に生じた剰余金を株主に対して平等に分配する行為を呼ぶ名称として使用していたに過ぎないものとも考えられる」原田晃治=泰田啓太=郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説」〔下〕商事法務No.1609(2001.10)6頁参照。
- (5) 商法の配当可能限度額の範囲内で、会社財産の分配をおこなっても株主と債権者間で利害の衝突は発生しないと看做されるがそのような資本制度に基づく配当規制の有効性の検討について、吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護」(一)~(三・完)法協102巻3号(1985.3)1頁以下、102巻5号(1985.5)49頁以下、102巻8号(1985.8)1頁以下参照。
- (6) 配当財源に関する会計学の基本的考え方に関して、斉藤教授は、資本剰余金と利益剰余金の分類は配当可能と配当不能の分類と本来的には別次元ではあると指摘される、[斉藤発言]《座談会》斉藤静樹=神田秀樹ほか「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」等について」企業会計Vol.54 No.6(2002.6)65頁参照。
- (7) 本稿は配当財源は実在的なものではなく『配当可能限度額』という名目的な存在でしかなく、したがって財源

に応じた会計処理をおこなうべきではないという考え方を採るものである。本稿が、配当財源の法的性格に応じた会計処理を選択することができるという考え方を採用しないその他の理由はつぎのとおりである。

- ①配当の原資を特定し原資に対応した課税関係を招来することは、会計上の利益・課税上の所得の算定に関する操作性を必要以上に高めることになる。
  - ②期首において配当資金の確保のために時価で新株発行増資をおこなった場合、実体的には、前期分の利益配当の配当資金は新株主の払込金額から支出される。この場合、旧株主は新株主の出資の払戻しを配当金として受領しているにもかかわらず、これまで配当課税されても問題視されてこなかった。
- (8) 本稿は、シャープ勧告により、わが国の税制は税源論に関して包括的所得概念、納税者論に関して法人擬制説を採っているという基本的立場に立つものである。
- 法人擬制説と包括的所得概念の沿革について
- 個人所得税の母国イギリスにおいて所得税法制度が当初予定し、かつ実際にも主要な税源を構成していたのは、給与所得と事業所得であった。その後、所得領域の拡大化にともない、①税源論における包括的所得概念の採用による法人に帰属する利潤への課税、法人擬制説に基づく法人に対する変則的な個人所得税の課税②納税者論における法人擬制説から法人実在説への変容、といった租税法主義に抵触しかねないような所得の法的概念の不明確化=拡大化がおこなわれてきたとされる(福家・前掲第一部第一章参照)。

### 第3章 租税法における会社財産の株主分配の法的性格と課税関係

前章では、①企業にとって利益剰余金の処分による配当と『その他資本剰余金の処分による「配当」』はともに経済学的には資本(広義)の処分であること、②配当は株主にとって所得性がなく、配当課税は『所得なき課税』であること(包括的所得概念)、③企業会計基準適用指針「原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する」(第3号第3項)は有価証券の評価方法としての持分法の考え方を部分的にしか採用していないこと(本来の持分法の考え方によるならば、企業が利益を計上したときに株主の持分証券の価値を増額させ配当が実施されたときに株主の持分証券の価額を減額させることになる)、を論証した。上記①②は経済学上の資本(広義)が商法上『配当』として処分された場合はこれまで租税法上も配当課税されてきたことを示している。

そこで本章では、租税法上「株主が出資として

払い込んだ金額が商法上の配当として払い戻された場合は課税される」という視点を提供し、会社財産の株主への分配の租税法上の法的性格と課税関係を考察する。このような考察は商法会計の処理結果に依拠して法人税法上の所得を算定することが可能であるか否かを検証することを意味するものである。

## 第1節 租税法における会社財産の株主分配の法的性格

### 1. アメリカ内国歳入法からの示唆

アメリカ内国歳入法 (Internal Revenue Code) では、現金その他の資産を伴う株主に対する『株式償還』(stock redemptions § 301) を『利益の配当』(dividends § 316) と関連させ『非清算分配』(non liquidating distribution) として規定している。株主は、株式の償還をおこなったとしても § 316 に定義される配当にあたる限り、法人の税法上の留保未処分利益(earnings and profits) (以下、『E&P』と略す) の範囲までは所得として配当課税され (§ 301(c)(1))、E&P を超える部分は、株主の投資基準価額(税務上の帳簿価額)までは出資の返還(非課税)として取り扱われ (§ 301(c)(2))、株主の投資基準価額を超える超過部分は収益 (gain from the sale or exchange of property) としてキャピタル・ゲイン課税される (§ 301—distributions of property—配当に関する基本規定一)。

株式償還であっても § 302.(b)(1)–(4)の要件<sup>(1)</sup>のいずれにも該当しない場合には株主は株式を返還してもその株主に関する限りは課税上その返還は無視され、配当としての分配を受けたものとして取り扱われる (§ 302.(d))。株式償還が配当としての分配とみなされる場合は § 316 の定義に基づいて E&P 勘定を超過した分はキャピタル・ゲイン課税の対象となる)。このようにアメリカ内国歳入法では株式償還と配当とを関連させ配当課税のところでキャピタル・ゲイン課税も規定している。

わが国では、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例 (租税特別措置法37条の10) の4項で『株式の払戻し等』の場合に「株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等」としてプロラタ原則にしたがい交付金銭等の合計額から『みなし

配当』(所得税法25条1項)の額を控除し、その残額からその株主等のその交付の基因となった株式等の投下資本の額(帳簿金額)を譲渡原価として控除し『みなしキャピタル・ゲイン』の額を算出している(参照 租税特別措置法関係通達37の10–26)。

わが国における株主への会社財産の分配の租税法における法的性格を検討するに際して参考とすべきアメリカ内国歳入法の規制内容はつぎのとおりである。

### 【アメリカ内国歳入法から得られた示唆】

- ① アメリカ内国歳入法では、株式の償還に際して十分な配当可能限度額が存在するとき比例的におこなわれる株式の償還・出資の払戻し等は配当として取扱われる。わが国においても『株式償還等』であっても配当と同じ課税上の扱いをおこなうべき要件を検討する必要がある(配当課税の回避を阻止する必要がある)。
- ② アメリカ内国歳入法では、株式償還が配当としての分配とみなされる場合は E&P 勘定の範囲までは配当課税を受け、E&P 勘定を超過した分はキャピタル・ゲイン課税の対象となる。わが国においても、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例でプロラタ原則にしたがい交付金銭等の合計額に『みなし配当』、『譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額』、『みなしキャピタル・ゲイン』の額を算出している。

### 2. 会社財産の株主への分配の租税法上の性格

会社財産の株主への分配の租税法上の性格の検討に際して、『出資の回収』として非課税とされるべきか、それとも、『利益の配当』として課税の対象とすべきかの区別を検討するのが一般的であるとされる。しかし出資の回収と利益の配当とはともに包括的所得概念からは株主に対して新たに所得を発生させないものであることはこれまでみてきたとおりである。出資の回収も利益の配当も会社財産の流出であって、所得として課税すべきか否かは租税法上の『配当』であるか否かによって決せられるという一種のトートロジーに陥っている。

そこで本稿は、会社財産の分配が商法上どのよ

うな手続によって支払われたかにより、課税を決定すべきであると判断する。すなわち租税法における会社財産の株主への分配の法的性格の分類の基準として、『出資の回収と利益の配当の区分基準』に替えて『株式の払戻し等（株主が株式を放出する場合）と配当等（株主が株式を保有する場合）の区分基準』とを用いることが重要であると考える。

### 3. 『株式の払戻し等と配当等の区分基準』について

租税法上は、株主が会社財産から分配を受けた場合、①配当等として資本・資本積立金・利益積立金の特定部分が処分された（利益積立金が処分された場合は配当課税される）②株式の払戻し等として資本・資本積立金・利益積立金が返還された（一みなし配当部分を除いて一払込んだ部分までは非課税、超過部分はキャピタル・ゲイン課税）を区分する必要がある。すなわち、会社財産の株主への分配の租税法上の法的性格に関しては、

- ①（株主は株式を保有）『配当等』…商法上の特定部分が配当可能限度額もしくは商法の規制の範囲内で処分
- ②（株式を消却もしくは会社へ返還）『株式償還等』…資本・資本積立金・利益積立金をプロラタ原則により処分<sup>(2)</sup>に区分することが妥当と考える。

## 第2節 会社財産の株主分配の法的性格と課税関係

前節で述べたように、本稿は会社財産の株主への分配を①株主が会社財産の分配の前後を通して株式を保有し、商法上の分配限度額の範囲内で分配する場合—『配当等』（株式償還等以外）—②株主が株式を消却もしくは会社へ返還し株式を対価として会社から会社財産の分配を受ける場合—『株式償還等』—に区分して検討する。

### 第1項 配当等（株式償還等以外）の課税関係

株主が会社財産の分配を受ける前後を通して株式を保有する場合で、配当（含む中間配当）、有償減資（株式消却を伴わない）、有償減準備金が該当する。株主が会社財産の分配を受ける前後を通して株式を保有する場合の株主への分配は、配当等として、原則として、支払会社側は利益積立

金額の減少、受取株主側は株式の帳簿金額の減額ではなく配当所得として課税されるべきであると考える。

有償減資（株式消却を伴わない）の現行の規制はプロラタ課税を取り、有償減準備金の課税に関する明文の規定は存在しないが課税当局の考え方はプロラタ課税を採ると推測される（参照別表）。

### 1. 配当（含む中間配当）（商法290条1項、293条ノ5）（別表 No.1）

配当は、商法上配当可能な金額（商法290条1項）を商法上の手続にしたがって株主の株数に応じて比例的に（商法293条本文<sup>(3)</sup>）会社財産を分配することを意味する。

法人税法上は、商法上適法な配当がおこなわれた場合に、支払会社側で利益積立金を減少させ（資本積立金は維持される＝プロラタ原則は該当しない）（法人税法2条18号ヌ）、受取株主側は配当所得として課税される（所得税法24条1項）。平成13年6月の商法改正が企業会計に与えたインパクトの結果として「利益を生じるまでに分配を行なうことは資本を返還することである。」という批判があるが、商法上適法とされる配当であるならば租税法上も資本の返還には当たらないと解すべきである<sup>(4)</sup>。

### 2. 有償減資（株式消却を伴わない）（商法375条1項1号、213条1項前段）（別表 No.2-1）

株式の消却を伴わない有償減資は、商法上の性格としては株主が払込んだ資本の一部の払戻しである。商法の規定によれば減資に際して資本金を減額してそれを株主に払戻すことになっているが、法人税法では、商法の規定のとおりに交付金銭等の合計額の全てを資本等の金額からの払戻しとすることを認めていない。すなわち『減資資本等金額』の減少（法人税法2条17号ツ）と利益積立金額の減少（法人税法2条18号ヲ）（＝交付金銭等の合計額マイナス『減資資本等金額』）を対象とするプロラタ原則<sup>(5)</sup>（金額プロラタ）による一部配当・一部キャピタル・ゲインに対する課税とされる（租税特別措置法37条の10 4項3号、租税特別措置法関係通達37の10-26）。

企業に配当可能限度額が充分存在した状態で株式の消却をおこなわず株主に対して有償減資を行った場合は、経済実体的にみて、租税法上は配当

として扱うべき場合が生じると考える。

現行の有償減資（株式消却を伴わない）に関するプロラタ課税の問題点と問題点に対する本稿の考え方は以下のとおりである（大島恒彦「減資その他における積立金処理について」日本租税研究協会、租税研究第656号（2004.4）94-96頁参照）。

①減少した資本金額の範囲内で交付金銭等が支払われた場合（商法上減資差損は認められない（商法375条1項本文後段））には現行法のプロラタによる課税は見直されるべきであると考え。具体的には、会社側は無償減資（法人税法2条17号ヌ）と同様に減少した資本の金額は資本積立金に振り替え、株主側は払戻し金額相当額を株式の帳簿金額から減額すべきであると考え。②企業に配当可能限度額が充分存在した状態で比例的な払戻しによる有償減資（株式消却を伴わない）を行った場合は①に代えて全額配当課税すべきであると考え（支払企業側は利益積立金額の減少、受取株主側は配当所得課税すべきである）。

### 3. 有償減準備金（商法289条2項1号）（別表 No.2-2）

減少させた資本準備金を株主に払戻す方法は『その他資本剰余金の処分による「配当」』（平成13年6月商法改正）と有償減資本準備金（商法289条2項1号）（平成14年商法改正）の二つが存在する（支払手続としては、前者は定時総会決議を経る必要があるが、後者は総会決議と債権者保護手続を経る必要がある）。

有償減準備金の支払が商法上可能であることは認められたが租税法上の取扱いは明確にされていない。本稿は、有償減準備金の租税法上の取扱いは取引実体から配当もしくは有償減資（株式消却を伴わない）に関する規定のどちらかが援用されるべきである<sup>(6)</sup>と考える。ただし、有償減資（株式消却を伴わない）（上記2）に関する規定を援用する場合は有償減資（株式消却を伴わない）で指摘した問題点①②に留意する必要がある。すなわち①『払戻し等対応資本金額等』の範囲内で交付金銭等が支払われた場合はプロラタ課税は妥当ではなく、支払会社側は無償減資（法人税法2条17号ヌ）と同様に減少した資本の金額は資本積立金に振り替え、受取株主側は払戻し金額相当額を株

式の帳簿金額から減額すべきであると考え（商法上資本準備金減少差損は認められない（商法289条3項））。②企業に配当可能限度額が充分存在した状態で比例的な払戻しによる有償減準備金を行った場合は全額配当課税すべきであると考え（支払会社側は利益積立金額の減少、受取株主側は株式の帳簿金額の減額ではなく配当課税すべきである）。

### 第2項 株式償還等の課税関係

株主が、株式を対価として会社から会社財産の分配を受ける場合で、自己株式の取得、有償減資（株式消却を伴う）、強制利益消却が該当する。

これらは旧株主と残存株主との株主平等の原則の観点から、株式の実質的価額（企業純財産の持分割合相当額）を株主に払戻すことが商法上要請され、租税法上は株式消却が商法上利益消却か減資かに関わらず、また、任意か強制かに関わらず株式の実質的価額からみなし配当の金額およびキャピタル・ゲインの金額（＝プロラタ原則により、交付金銭等の合計額マイナスみなし配当金額マイナス株式の帳簿価額<sup>(8)</sup>）が把握される。

### 1. 自己株式の取得（商法210条）（別表 No.3）

—平成13年10月法人税法改正—

平成13年6月の商法改正で自己株式の取得が実質的な減資とされたことにより（自己株式の部は、資本の部で控除する形式で記載しなければならない（商法施行規則91条3項））、取得企業側の税務処理は、本来は比例的（株式数プロラタ）に資本等金額と利益積立金額を減少させるべきである。しかし実際には、現行の自己株式の取得に関する法人税法の規定上は、利益積立金の減少だけが規定されている（法人税法2条18号カ、資本積立金の減少規定および取得した自己株式の位置づけに関する規定が存在しない）。

そこで、取得された自己株式の処理に関して、資本積立金の減少とするか商法の自己株式の取扱いと同様に自己株式を資本の部の借方に計上し資本等の金額の控除とするかを検討する。

商法上、自己株式は一時的な保有であること、および法人税法上自己株式の譲渡損益は資本積立金にチャージされる（法人税法2条17号ロ）ことから、法人税法上も資本の部からの控除＝自己株式の借方計上が妥当であって、資本積立金を減少

(借方計上) させることは不要であると判断する(自己株式の借方計上は実質的には資本積立金の減少であるが、法人税法2条17号に規定が存在しない場合に資本積立金の減少は認められないと解すべきである)。

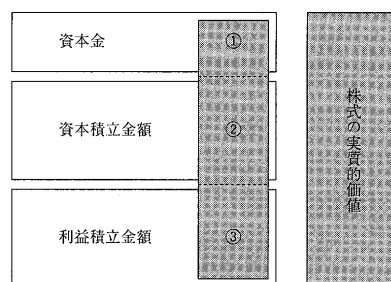
自己株式を譲渡した株主は株式の償還としてプロラタ原則により一部キャピタル・ゲイン(租税特別措置法37条の10 4項5号、租税特別措置法関係通達37の10-27(2))・一部配当(所得税法25条1項5号)課税の対象とされる(但し自己株式の買受けが証券取引所における購入その他政令(所得税法施行令61条)で定める方法による場合には、売却株主には、譲渡益課税だけがなされる(所得税法25条1項5号かつ書き、租税特別措置法9条の6、37条の10 4項5号<sup>(9)</sup>)。

## 2. 有償減資(株式消却を伴う)(商法375条1項1号・2号、213条1項前段)(別表No.4-1)

減資における旧株主と残存株主と間における株主平等の原則の観点から旧株主に減資対象株式に対応する資本金(下図①)、資本積立金額(下図②)および利益積立金額(下図③)を払戻す必要がある。したがって法人税法上は、プロラタ原則により、会社側は比例的(株式数プロラタ)に資本等金額と利益積立金額が減少され(法人税法2条17号ネ・18号ワ)、株主側は一部キャピタル・ゲイン(租税特別措置法37条の10 4項3号、租税特別措置法関係通達37の10-26)・一部配当(所得税法25条1項3号)課税の対象とされている。

しかし平成14年商法改正では、減資差損は認められないこととされたため(商法375条1項本文後段)、減資と同時に資本積立金額(下図②)と利益積立金額(下図③)を払戻すことは商法上許されないと解する<sup>(10)</sup>。

有償減資(株式消却を伴う)に関して採るべき商法上の対応と法人税法上の対応との乖離に関して、本稿は、商法上、有償減資(株式消却を伴う)(下図①に対応—本項2—)、有償減準備金(下図②に対応—第1項3—)、配当(下図③に対応—第1項1—)と格別に処理すべきであると考え。したがって法人税法上の有償減資(株式消却を伴う)は、法人税法上の運用上、資本金の部分(下図①)に限定されるべきであると考え。

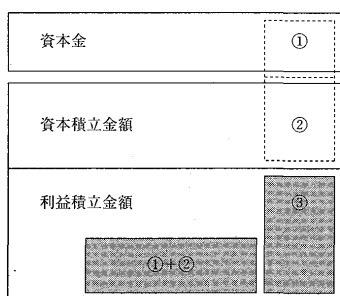


## 3. 強制利益消却(商法213条1項後段)(別表No.4-2)

平成13年6月商法改正により企業が自己株式として保有しないままに株式を強制的に消却する方法が規定された。強制利益消却の課税関係は原則的には2. 有償減資(株式消却を伴う)と同じくプロラタ原則に拠り、会社側は比例的(株式数プロラタ)に資本等の金額(下図①+②点線部分)と利益積立金額(下図③)が減少され(法人税法2条17号ネ・18号ワ)、株主側は一部キャピタル・ゲイン(租税特別措置法37条の10 4項3号、租税特別措置法関係通達37の10-26)・一部配当(所得税法25条1項3号)課税の対象とされる。

「株主ニ配当スベキ利益ヲ以テスル場合」(商法213条1項後段)と租税法のプロラタ原則との関係を検討する。租税法上、企業側はプロラタ原則により資本等の金額を減少させることになり(下図①点線部分+②点線部分が資本積立金額にチャージされる)、商法上は配当可能限度額から減少させることになる(下図①実線部分+②実線部分)。

本稿は、商法規定を斟酌し、『配当等』と同じように企業側の消却原資を全て利益積立金額にチャージし(下図①実線部分+②実線部分+③実線部分)、消却株主に対して全額配当課税すべきであると考え。その結果、消却株主にキャピタル・ゲイン原資が『配当』として交付され、逆に、残存株主には将来の配当原資(下図①実線部分+②実線部分)がキャピタル・ゲイン原資(下図①点線部分+②点線部分)に転換されることになる。



#### 4. 残余財産の分配（商法425条）（別表 No.5） について

会社は営利事業によって得た利益を出資者である構成員に分配することを目的とする団体であって、その構成員への分配は利益配当または残余財産分配の形をとる。したがって残余財産の分配は商法上は『配当等』に分類されるべきである。しかし株主は清算時に株式の価値を喪失していることから『株式償還等』として株主に対する課税関係は原則的に利益積立金額相当部分の配当課税（所得税法25条1項3号）であるが、同時に、解散であることを考慮して資本積立金額部分の清算＝キャピタル・ゲイン課税（租税特別措置法37条の10 4項3号、租税特別措置法関係通達37の10-26）がおこなわれる。

#### 第3節 『その他資本剰余金の処分による「配当」』 の法的性格および課税関係

本章の考察を踏まえ最後に『その他資本剰余金の処分による「配当」』の租税法における法的性格とその課税関係について確認する。

商法上の『配当』は、経済上の当期所得もしくは資本（広義）の一部＝剰余金部分を配当可能限度額（商法290条1項）の範囲内で分配することであって、それらを株主は配当として受領する。商法上の『配当』の法的性格は、平成13年6月の商法改正の前後で何ら変わるものではないということを確認した。

『その他資本剰余金の処分による「配当」』も『留保利益の処分による配当』も商法上の手続にしたがって『資本（広義）』を払戻すという点で共通性を有し、商法会計上の処理は同じであるという結論が得られた（商法上は配当原資に関する規定がなく『配当可能限度額』が存在するだけである。『その他資本剰余金からの「配当」』も、商法上は『配当可能限度額からの分配』である）。

株主への会社財産の分配の租税法上の法的性格に関しては『配当等』と『株式償還等』に区別することが適当であると判断した。

その結果、『その他資本剰余金の処分による「配当」』を含む『配当等』（配当（含む中間配当）、有償減資（株式消却を伴わない）、有償減準備金）は、株主が株式を保有したままで商法上の財源規制条項にしたがい株主の株数に比例して会社財産が株主に分配されることであるという租税法上の法的性格が得られた。

『その他資本剰余金の処分による「配当」』を含む『配当等』の課税関係は、商法上適法な『配当等』がおこなわれた場合に、支払会社側で利益積立金を減少させ（法人税法2条18号ヌ）、受取株主側は配当所得として課税されるべきである（所得税法24条1項）という結論が得られた。したがって本稿は『その他資本剰余金の処分による「配当」』に関する租税法の解釈として法人税法基本通達3-1-7の5の立場を是認するものである。

- (1) §302.(b)のテストは株主ごとに実施されるので、当該株式償還が交換か配当としての分配であるかは株主ごとに結果が異なる。
  - (b)Redemptions treated as exchanges（交換）
    - (1)Redemptions not equivalent to dividends、本質的に配当と同等でない償還
    - (2)Substantially disproportionate redemption of stock、実質的に不均等な償還
    - (3)Termination of shareholder's interest、株主の持分の消滅
    - (4)Redemption from non corporate shareholder in partial liquidation、部分清算
- (2) 岡村教授は、株主への会社財産の分配を配当と配当以外の分配に区分して、配当以外の分配について「…少なくとも法人に利益積立金額が存在しない場合、出資の払戻しの性質を持つ」ものであるが、現行法人税法は配当以外の分配に関する規定を持たず、資本積立金額を減額することができないとされる（岡村・前掲・323-328頁参照）。
- (3) 有限会社の場合は定款で社員持分割合とは別に配当割合を定めることができるので有限会社社員は会社の当期利益に対する持分以上の配当を得ることが可能である（有限会社法44条）。この場合の配当は経済実体的意味で<所得>であるといえる。
- (4) 「収益を生じるまでに分配を行なうことは投資を返還することであり、それは資本を毀損することになる。そのため先に述べたような商法上の配当規制が存在し、配

当が収益の分配として機能するための基準が与えられているのである。このことは税法上の配当の定義においても前提となる。」(水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造』(有斐閣、初版、1988年4月)123頁参照)。

- (5) このプロラタ課税の目的は『減資』に名を借りた配当課税の租税回避行為に対する防止目的である。
- (6) 有償減準備金に関しては有償減資の規定を準用すべき立場について、渡辺徹也「企業組織再編税制－適格要件等に関する基本原則および商法との関係を中心に－」『会社法の改正と法人税制』租税法研究第31号(2003.4)49-50頁、52-53頁参照。

企業会計基準委員会は有償減準備金を『その他資本剰余金の処分による「配当」』と同様なものと位置付けている「8.資本準備金の取崩を決議した株主総会において、法的手続が完了した後に株主へ分配する旨を同時に決議した場合の分配を受けた株主の会計処理も、第3項から第6項と同様とする。」(企業会計基準適用指針第3号第8項参照)。
- (7) 法人税法では株式払込剰余金(法人税法2条17号イ)、減資差益(法人税法2条17号ヌ)が資本積立金とされる以上、減資本準備金は「減資等」(法人税法2条17号ツ)に該当する。
- (8) 所得税法第59条1項2号の規定の適用に関して、「『株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる金額』は当該自己株式の時価に相当する金額から、『みなし配当額』に相当する金額を控除した金額による」としている。
- (9) 市場買付・公開買付の場合、全額が譲渡課税とされる理由は、みなし配当課税が、法人株主の場合は受取配当の益金不算入(法人税法23条)により有利であるが、個人株主の場合、譲渡益課税に比べ不利に働くからである(江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』(第3版)(有斐閣、2004年)194頁注3参照)。
- (10) 「株式が有償で強制消却された場合には、会計上の消却原資が資本金・法定準備金・配当可能利益のいずれであるかを問わず、税制上は、消却される株式の比率に応じた資本金・資本積立金額が減少したものとみなし、株主に交付された金額が右の金額を超える場合には、それに対しみなし配当課税がなされる」(江頭・前掲・218頁)はプロラタ課税が実質的に減資差損を許容していることに関する明確な立場を表明していない。
- (11) 商法の配当可能限度額が法人税法の利益積立金額を上回っているときに、株主に法人税法の利益積立金額を超過して分配したときには利益積立金額はマイナスの残高となる。

## むすびにかえて

1. 租税法における会社財産の株主分配の法的性格と課税関係(総括)

本稿は、租税法の立場から、平成13年6月商法改正の配当課税への影響、特に『その他資本剰余金の処分による「配当」』の法的性格=配当性を考察した。本稿「はじめに・問題の所在」で、平成13年6月商法改正の配当課税へのインパクトを検証するとしたが、結果は、平成13年6月商法改正の配当課税への影響は全くなく『その他資本剰余金の処分による「配当」』も『留保利益の処分による配当』も商法上の手続にしたがって『資本(広義)』の一部=剰余金部分を払戻すという点で共通の租税法上の法的性格=配当を有し、課税関係も同じであるという結論が導かれた。すなわち課税関係は、支払会社側で利益積立金を減少させ(法人税法2条18号ヌ)、受取株主側は配当所得として課税される(所得税法24条1項)というものである(本稿は、法人税法基本通達3-1-7の5と同じ立場に立つ)。

## 2. 今後の課題

### a. 会社法の制定による租税法への影響<sup>(1)</sup>

「会社法」(平成17年6月29日法律第86号)が制定・公布され、以下の論点が租税法へ与える影響内容と本稿との整合性の検証を今後おこなう必要があると考える。

- ① 最低資本金制度の廃止(会社法27条4号)
  - ② 『剰余金の配当』(会社法453条)－利益配当・中間配当・有償減資・自己株式の買受等の統一的な規制(会社法第5章第4節)
  - ③ 合同会社(会社法575条)－LLC(有限責任会社)の創設、組合課税・有限責任等の課税上の利点を活かすための会社類型の整備
- ### b. 様々な組織体課税の導入による租税法の基礎理論への影響<sup>(2)</sup>

本稿は『法人擬制説』、『包括的所得概念』を前提とした所得・配当の経済的実体を考慮して法人の資本の部の取扱い、株主への配当およびキャピタル・ゲイン課税に関する検討をおこなった。これらの検討は、法人税法の典型的な事業組織形態である株式会社を念頭においたものである。今後予定される様々な事業組織形態の導入に伴う租税法整備の過程で法人段階の所得課税、株主段階での配当課税の在り方が変容される可能性もあり、今後も引き続き法人段階の所得課税・株主段階での配当課税>に関する基礎理論を検討する必要

があると考える。

- (1) 企業会計基準委員会は企業会計基準適用指針第3号に関して会社法が公布されたことに伴う所要の改正を審議し公開草案を発表した(企業会計基準適用指針公開草案第12号2005年9月7日)。
- (2) 佐藤英明「法人課税をめぐる問題状況-研究ノート」国際税制研究センター、国際税制研究No.6(2001.4)108頁以下、増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」『組織形態の多様化と所得課税』租税法研究第30号(2002.9)1頁以下、「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」第69号(2003.12)95頁以下、川端康之「pass-throughとpay-through-SPV課税の観点から」国際税制研究センター、国際税制研究No.8(2002.2)265頁以下、参照。

別表：株主に対する会社財産の分配

No.	会社財産の分配	法人税法における分配原資(2段表示の上段部分( )は本額の立場を示す)			
		プロラタ /原資の特定	資本金	資本積立金	利益積立金
1	利益配当(商法290条I)(中間配当、(商法293条の5))	特定 (現行規定)			◎ (法2条⑮ヌ)
2-1	有償減資(株式消却を伴わない) (商法375条I①、213条I前段)	特定 第3章第2節 第1項2参照		◎	
		プロラタ (現行規定)	◎	◎ (法2条⑰ツ)	◎ (法2条⑰フ)
2-2	有償減準備金 (商法289条II①)	特定 第3章第2節 第1項3参照		◎ (法2条⑰ツ)	(法2条⑰には、⑰ヌに対応する規定はない)
3	自己株式の取得 (商法210条) (商法211条ノ3)	プロラタ (現行規定)		◎ 自己株式 (資本等の金額に相当する部分は「自己株式」=資本の借方計上、第3章第2節第2項1参照)	◎ みなし配当 (法2条⑰カ)
4-1	有償減資に伴う株式の強制消却(商法375条I①②、213条I前段)	特定 第3章第2節 第2項2参照	◎		
		プロラタ (現行規定)	◎	◎ (法2条⑰ネ)	◎ (法2条⑰フ)
4-2	定款に基づく強制利益消却(商法213条I後段)	特定 第3章第2節 第2項3参照			◎ (法2条⑰ヌ)
		プロラタ (現行規定)	◎	◎ (法2条⑰ネ)	◎ (法2条⑰フ)
5	残余財産の分配 (商法425条)	プロラタ (現行規定) 第3章第2節 第2項4参照	◎	◎	◎